

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園

開園100周年記念イベント企画運營業務委託

公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領

令和元年7月

甲 府 市

## 1 業務名

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園開園100周年記念イベント  
企画運營業務(以下「対象業務」という。)

## 2 参加表明に関する書類の作成及び提出に係る事項

### (1) 参加表明書(様式1)

次の証明書(提出時点における発行後3ヶ月以内)の原本を添付すること。

- ・所轄市区町村で交付する法人住民税の未納がない証明(個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない証明)。

### (2) 会社概要等整理表(様式2)

会社概要など参考となる資料を添付すること。

### (3) 協力会社に関する調書(様式3)※該当する場合のみ提出

対象業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力を受ける相手先及びその理由(企業等の技術的特徴)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

### (4) 業務実績書(様式4)

「こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント公募型プロポーザル実施要項(以下「要項」という。)の3参加資格要件(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、受託した業務の契約内容等が確認できる書類の写しを添付すること。

### (5) 業務実施体制確認調書(様式5)

契約締結後における業務の実施体制(管理責任者・業務従事者の氏名、役職、担当する業務の内容)について記載すること。

### (6) 管理責任者の業務実績確認調書(様式6)

管理責任者の業務の実績を記載すること。

## 3 企画提案に関する書類の作成及び提出に係る事項

企画提案書(様式7)は正本のみに添付し、正本1部、副本7部を作成し、提出すること。また、企画提案書等は、簡潔に記載し、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

### (1) 業務の役割分担・リスク管理等(様式8)

ア 受託者と委託者の役割分担を明確に記述すること(実施前に委託者が行うこと、実施日において委託者が協力する職員の人数・主な役割)。

イ 受託期間中の安全管理、個人情報の取扱い等、受託者のセキュリティ対応やリスク管理の考え方について示すこと。また、火災、事故等に対する安全対策や

- 突発的なトラブル発生時の対策等、危機管理体制について示すこと。  
ウ イベントが中止になった場合の経費負担についての考え方を示すこと。

(2) 特定テーマに対する企画提案(様式9)

特定テーマ①から④については、こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運營業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき提案すること。

項目順に提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。用紙はA4版、縦長横書き、文字の大きさは11ポイント以上とし、20ページ以内で両面印刷とすること。また、副本は審査に用いるため事業者名及び事業者が判別できるデザイン・ロゴ等は一切記載しないこと。

ア 特定テーマ①

「実施方針について」

事業の目的を踏まえ、ターゲットを明確にする中で、業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画等、業務実施にあたっての基本的な考え方等について提案すること。

イ 特定テーマ②

「動物園開園100周年の特別感の演出について」

「動物園の開園100周年」の特別感をテーマに、周辺環境への配慮とともに、新たな賑わいを創出する演出について、重点的に提案すること。

ウ 特定テーマ③

「連携・協働事業及び市民の参加について」

動物園及び公園と地域社会の繋がり、市民・関係機関との連携・協働等をテーマに、多くの市民参加・参画を得るためのアイデア等を重点的に提案すること。

エ 特定テーマ④

「効果的なPR方法について」

広く集客を図るための効果的なPR方法について、効果的な手法や実施時期を提案すること。

(3) 見積書(様式10)

ア 見積書には消費税及び地方消費税(10%)を含むこと。また、「要項の2業務の概要(5)」の委託上限額の範囲内であること。

イ 別途、任意様式にて積算内訳を添付すること。

#### 4 資料提出にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書(様式1～6及び添付資料)及び企画提案書(様式7～10及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めない。公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。
- (2) 提出書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を様式1及び様式7に明記すること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書については、紙媒体及び電子媒体により提出すること。なお、電子媒体については、それぞれ一つのPDFファイルにまとめ、CD-R又はDVD-Rで提出すること。

#### 5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届(様式12)を提出すること。